

特別支援教育における教職員の専門性の考え方の整理

国立特別支援教育総合研究所

教員には、すべての教員に求められる基盤となる専門性があり、それに加えて個々が担当する職種・役割ごとの専門性がある。そしてそれらが組織や地域の中で有機的に働いて、望ましい教育が実現される。

ここではまず、本報告書第Ⅱ章「情報収集及び概念整理」にて収集した情報や、インクルーシブ教育システムの構築に向けて必要となる研修要素等を基に、学校関係者に求められる専門性について整理した。具体的には、

- (1) 管理職
- (2) 特別支援教育コーディネーター
- (3) 特別支援学校や特別支援学級、通級による指導で障害のある子どもを担当する教員、
- (4) 通常の学級担任
- (5) 特別支援教育支援員

について、その職種・役割から考えられる専門性について整理した。

そしてそこから「すべての教員に求められる基盤となる専門性（資質・能力）とは何か」について検討した。

本章では、これらの専門性の検討結果について報告する。

<参考>

中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（2012）より、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に係る専門性の在り方について説明している箇所を以下に抜粋する。

- インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。
- すべての教員が多岐にわたる専門性を身に付けることは困難なことから、必要に応じて、外部人材の活用も行い、学校全体としての専門性を確保していくことが必要である。
- 学校全体としての専門性を確保していく上で、校長等の管理職のリーダーシップは欠かせない。また、各学校を支援する、教育委員会の指導主事等の役割も大きい。
- （特別支援学校教員について）特に現職教員については、免許法認定講習の受講促進等の取組を進めるとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。
- 特別支援学級や通級による指導の担当教員は、担当教員としての専門性を早急に担保するとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。

以下、職種・役割ごとの専門性についてまとめたもの。

特別支援教育支援員に求められる専門性

特別支援教育支援員は、地域の実態に合わせて、「介助員」や「支援員」、「学習支援員」等の呼称があるが、その役割は、日常生活の介助や学習活動上のサポートなど担任による指導の補助が主たるものである。多様な子どものニーズに的確に応えていくためには、特別支援教育支援員の役割は重要である。以下に、特別支援教育支援員の専門性に関連する通知・報告・資料等の概要を整理した。

1. 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議審議経過報告（2010）

この報告では、特別支援教育支援員の役割や活動について「特別支援教育支援員は、障害のある幼児児童生徒の学校教育における日常生活の介助や学習活動のサポートを行う者で、具体的には、食事、排泄等の補助、車いすでの教室移動の補助、LD の児童生徒に対する学習支援、ADHD の児童生徒等に対する安全確保等の支援を行っている。」としている。また、「その役割・機能に関する実態把握、人材確保や研修の在り方、教員と特別支援教育支援員との役割・責任の分担、学生支援員の活用促進等について検討することが必要である。」としている。

2. 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）（2012）

この報告では、特別支援教育支援員について、「特別支援教育を実施するために、特別支援教育支援員を含めた教職員体制の充実が求められる。」、「教員、支援員等の一層の専門性の向上を図るための研修等の実施や学校としての専門性を確保していくことを考慮した人事上の配慮が求められる。」、「特別支援教育支援員の資質向上を図るため、各教育委員会は、研修を計画的に実施するとともに、これまでの研修成果等を踏まえつつ、特別支援教育支援員の研修カリキュラムを検討し、採用時研修やフォローアップ研修を実施するこ

とが必要である。」とし、インクルーシブ教育システム構築のための校内体制における特別支援教育支援員の位置付け、その専門性の確保や研修について言及している。

3. 文部科学省リーフレット『「特別支援教育支援員」を活用するために』 (2008)

このリーフレットでは、特別支援教育支援員の役割について次のように挙げている。

<基本的な生活習慣確立のための日常生活上の介助>

- ・自分で食べることが難しい児童生徒の食事の介助をする。また、必要に応じて身支度の手伝い、食べこぼしの始末をする。
- ・衣服の着脱の介助を行う。一人でできる部分は見守り、完全にできないところもできるだけ自分の力で行うよう励ます。
- ・授業場所を離れられない教員の代わりに排泄の介助を行う。排泄を失敗した場合、児童生徒の気持ちを考慮しながら後始末をする。

<発達障害の児童生徒に対する学習支援>

- ・教室を飛び出して行く児童生徒に対して、安全確保や居場所の確認を行う。
- ・読み取りに困難を示す児童生徒に対して黒板の読み上げを行う。
- ・書くことに困難を示す児童生徒に対してテストの代筆などを行う。
- ・聞くことに困難を示す児童生徒に対して教員の話の繰り返して聞かせる。
- ・学用品など自分の持ち物の把握が困難な児童生徒に対して整理場所を教える等の介助を行う。

<学習活動、教室間移動等における介助>

- ・車いすの児童生徒が、学習の場所を移動する際に、必要に応じて車いすを押す。
- ・車いすの乗り降りを介助する。
- ・教員の指導補助として、制作、調理、自由遊びなどの補助を行う。

<児童生徒の健康・安全確保関係>

- ・視覚障害のある児童生徒の場合、体育の授業や図工、家庭科の実技を伴う場面（特にカッターナイフや包丁、火などを使う場面）で介助に入り、安全面の確保を行う。
- ・教師と他の子どもが活動している間、てんかんの発作が頻繁に起こるような児童生徒を把握する。
- ・他者への攻撃や自傷などの危険な行動の防止等の安全に配慮する。

<運動会（体育大会）、学習発表会、修学旅行等の学校行事における介助>

- ・視覚障害のある児童生徒に対し、運動会で長距離走のとき、一本のひもをお互いに持って同じペースで走って進行方向を示したり、学習発表会では舞台の袖に待機し、舞台から落ちたりしないように見守る。
- ・修学旅行や宿泊訓練の時、慣れていない場所での移動や乗り物への乗降を介助する。

<周囲の児童生徒の障害理解促進>

- ・支援を必要とする児童生徒に対する、友達としてできる支援や適切な接し方を、担任と協力しながら周囲の児童生徒に伝える。
- ・支援を必要とする児童生徒に適切な接し方をしている児童生徒の様子を見かけたら、その場の状況に応じて賞賛する。
- ・支援を必要とする児童生徒の得意なことや苦手なこと、理解しにくい行動を取ってしまう理由などを、周囲の児童生徒が理解しやすいように伝える。

これらの特別支援教育支援員に求められる役割のいくつかについては、支援を必要とする児童生徒の実態、あるいは各学校現場の実状によって、その必要度が違っており、実際の活動は様々であるが、研修では、上記の役割を幅広く捉えた内容で構成しておく必要があるだろう。

そうした幅広い役割に対応可能となるための「研修の重要性」が、このリーフレットでは強調され、研修内容について具体的に下記のように示されている。

- ・特別支援教育支援員としての業務や心構え

学校という組織の仕組みや学級担任等との協働の大切さなどを含めて

- ・特別支援教育の基本的な考え方・理念

ほかの子どもと比べない、一人一人の興味や関心を大切にする、できたことを認め、できないことへの手立てを考える、成就感や達成感を重視する、自分らしさや自己有能感を育てるなど、子どもへの対応の基本を含めて

- ・主な障害の特性の理解

学習障害（LD）・注意欠如多動性障害（ADHD）、広汎性発達障害（高機能自閉症やアスペルガー症候群を含む）、知的障害、肢体不自由（脳性まひなど）、視覚障害（弱視・盲）、聴覚障害（難聴、ろう）など

- ・教室における子どもの気になる行動と対応について

集団活動に参加できない、対人関係がうまくとれない、自分の席で落ち着いて活動に取り組めない、ルールを守って活動ができない、とても不器用である（はさみ、箸、鉛筆、のりなどの扱い）、運動面でのぎこちなさがある、こだわりがある、ことばの遅れが見られるなど

- ・関係機関について

特別支援学校、福祉機関、大学、精神医療センター、療育センター、病院など

4. 各地域における特別支援教育支援員の研修について

特別支援教育支援員には、必ずしも教育に関わる専門性が求められてはいないが、特別支援教育支援員は、インクルーシブ教育システム構築にかかる特別支援教育の推進、特に、通常の学級における特別支援教育推進のためには欠かせない重要な役割を果たしている。

したがって、それぞれの特別支援教育支援員の役割に応じて必要とされる資質・能力の向上のための研修が一層重要になる。

「平成 22 年度版 都道府県等センター情報」（独立行政法人教員研修センター作成）では、それぞれの自治体によって行われている特別支援教育支援員の研修として、次のようなものが挙げられている。

- ・「発達障害のある児童生徒の理解と支援の具体」（県教育センター）
- ・「通常の学級担任が行う特別支援教育」（市教育センター）
- ・「障害に対する理解と適切な対応について」（市教育センター）
- ・「障害のある児童生徒の理解と具体的な支援方法」（市教育センター）

また、市区町村の教育委員会が、NPO 法人と協働で、特別支援教育支援員に係る養成と研修の仕組みを構築している例がある。そこでは、発達障害の理解、効果的な支援方法、学校現場や当事者からの学び、特別支援教育支援員の在り方といったテーマを設けた研修が行われている。

これらの研修の組み方は、特別支援教育支援員に求められる役割に基づいて、必要とされる姿勢やスキルを身に付けるために構成されるものである。各自治体の状況に応じて、精選されていく内容や優先される内容もあるが、核として必要とされる内容には、概ね共通したテーマがあると思われる。

5. 海外での取組みについて

アメリカでは、教員と教員以外の職種との連携の在り方に関する研究知

見が蓄積されつつある。Snell & Janney (2005) は、教員以外の職種がインクルーシブ教育を実践する学校現場で果たす役割について、以下の五つの視点を提示している。

① 指導に関わる役割 (Instructional role)

チームの一員であること、児童生徒の情緒的なサポート、児童生徒の performance とスタッフの成長をモニターすること

② 学校を支援する役割 (School support role)

学校で一般的にすべきこと、基本的な教室でのサポート、集団に配慮した指導

③ 連絡調整の役割 (Liaison role)

教材等を児童生徒に適合させること、同じ目の高さで促すこと (peer facilitator)、家族とつながっていること

④ 特定の児童生徒を支援する役割 (Personal support role)

特定の児童生徒のケア、癒し的な対象、児童生徒の work を助けること、クラス全体を助けること

⑤ 個別対応の役割 (One-to-one role)

個別の学級内支援 (in-class support) を児童生徒に行うこと

しかし、こうした補助的職種の役割について、「まず始めに、学校長が専門職補佐員 (paraprofessionals) を雇用する際に、職責や役割を書面にしておくことが、チームの中で求められる技能と責任を明確にすることになる」ことも述べており、教員以外の各種人材をどのように活用するかを考える主体性が、あくまでも学校側にあることを指摘している。

また、教員と教員以外の職種で構成されるチームで指導計画等を作成する際に、補助教員 (teaching assistants) を積極的に加えることの有用性を以下のように述べている。

- ① 彼らの持っている情報やアイデアを加えることがチームの決定の質を高める
- ② 彼らの参加が彼ら自身の知識と技能を高める
- ③ 積極的なチームメンバーとなることが校内における肯定的な関係形成に貢献する

一方で、チームに参加するための最大のバリアは、時間と費用の問題であり、勤務時間外の会議等に参加できないことが多い。勤務時間内や授業前後で時間が作れるように、管理職等とも調整する必要があると述べられており、これは日本の支援員の活用の際しても、同様の課題が実状としてあるように思われる。

さらに、小学校におけるインクルーシブな教室での取組に対して、教員以外の職種の役割に関する以下のようなガイドラインを立てることも述べている。

- ① 取り出し指導を減らして、授業の中で支援を行う機会を活用すること
- ② 授業や行事に参加できるように助ける教材や道具等を提供すること
- ③ 柔軟なスケジュールを組み、最も適切な時間で治療等が行えるようにすること
- ④ 授業計画に基づきながら、治療等をクラス活動に組み入れること
- ⑤ 環境調整や教材等を調整し、児童生徒がクラス活動に参加できるように促すこと
- ⑥ 教室に出入りするタイミングに十分に留意すること

これらは日本のインクルーシブ教育システムを構築する上でも有用であると考えられる。

6. まとめ

特別支援教育支援員は、必ずしも専門家として位置付けられていないが、その役割に応じた資質・能力が必要とされる。

特別支援教育支援員が担う障害のある子どもへの日常生活の介助や学習活動のサポートなどを行うために必要とされる資質・能力を育成するための研修の観点は、次のように整理できる。

- ・各障害種における障害の特性に関わる知識
- ・介助に関わる知識と技能
- ・教材教具に関する知識と技能
- ・学習指導・支援に関わる知識と技能
- ・子どもの精神面での支援に関わる知識と技能
- ・きめ細かに教室内での子ども及び教員の動きや関係性を観察する視点
- ・学級担任、他の教職員や特別支援教育支援員との情報交換および連絡・調整ができること

これらの観点は、学校における障害のある子どもに関わる人材としての幅広い資質・能力として求められている。

【文献】

中央教育審議会初等中等教育分科会（2012）. 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）. 参考資料 30, 特別支援教育支援員について. 文部科学省（2008）. リーフレット「特別支援教育支援員」を活用するために. 文部科学省特別支援教育課（編）（2008）. 季刊 特別支援教育～特集:特別支援教育支援員の活用～. NO. 28, 東洋館出版社. 文部科学省特別支援教育課（編）（2011）. 季刊 特別支援教育～【施策だより】「特別支援教育支援員」の活用について～. NO. 44, 東洋館出版社.

藤堂栄子(2010). 学習支援員のいる教室. ぶどう社. Snell, M. E. & Janney, R. E. (2005). Teachers' guides to Inclusive Practice: Collaborative Teaming (2nded.), Baltimore: Paul H. Brookes Publishing Co.